

みえ災害ボランティア支援センターの概要

1. 目的

阪神・淡路大震災以降大規模災害時には、多くのボランティアによる活動が、被災者や被災地の支援に大きな役割を果たしている。これらのボランティア活動が円滑に行われるよう支援活動を行う。

2. 活動内容

官民協働
運営

【県内での災害発生時】

現地災害ボランティアセンター（以下、「現地センター」という。）を県域で後方支援するために設置し、県災害対策本部や県内の関係機関、また県外のボランティアネットワークや関係機関との連携・調整や、県内外のさまざまな情報の受発信などの支援を行う。

【県外での災害発生時】

三重県からの支援にかかる被災地との調整や、三重県から被災地に向かうボランティアに対する情報提供を行い、被災地においてボランティア活動が広く展開されるよう支援する。

<具体的な活動内容>

各種団体との連携や情報収集及び提供、スタッフの募集・派遣、運営のための資機材の調達、活動資金の募金・支援など

3. 幹事団体

毎月1回
幹事会を開催

幹事団体は、三重県地域防災計画によりMVSCへの参画が必要と位置づけられており、MVSCの設置、運営に関し必要な意思決定を行うとともに、災害時におけるボランティア支援の中心となる。

- 特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
- 三重県ボランティア連絡協議会
- 公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
- 日本赤十字社三重県支部
- 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 三重県（災害対策推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課）

4. 設置基準

【設置基準】

- ①県内で災害が発生し、県内に現地センターが設置された場合又は常設のセンターが災害時体制へ移行した場合
- ②県内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- ③幹事団体が開催する臨時会で設置決議があった場合